

公益社団法人久留米広域勤労者福祉サービスセンター会員に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人久留米広域勤労者福祉サービスセンター定款（以下「定款」という。）第5条第2項の規定に基づき、公益社団法人久留米広域勤労者福祉サービスセンターの会員（以下「会員」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 中小企業基本法に定める、常時雇用する従業員の数が300人以下の中小企業、協同組合その他の事業所をいう。
- (2) 正会員 定款第6条第1項に定める正会員をいう。
- (3) 一号会員 定款第6条第1項第1号に定める正会員をいう。
- (4) 二号会員 定款第6条第1項第2号に定める正会員をいう。
- (5) 賛助会員 定款第6条第1項第3号に定める団体又は個人をいう。
- (6) 利用会員 正会員（事業所）の構成員であり、かつ会費納入の対象者である事業主、代表者又は勤労者をいう。
- (7) 会員家族 利用会員の配偶者、利用会員と同一住居に居住している子及び父母をいう。

(一号会員の資格確定)

第3条 一号会員の資格は、当該会員の利用会員が5人以上であることを毎年4月1日を基準日として確定する。この場合、二号会員が一号会員の資格を取得したきは一号会員として、また一号会員がその資格を失った時は二号会員として入会したものとみなす。

(入会資格)

第4条 この法人に入会することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 原則として、福岡県南地域内の中小企業等に勤務する勤労者及び事業主
- (2) 福岡県南地域内に居住し福岡県南地域外の中小企業等に勤務する勤労者及び事業主
- (3) その他理事長が適当と認めた者

(利用会員の資格)

第5条 利用会員になることができる者は、前条第1号及び第2号の規定に該当する中小企業等の勤労者及び事業主並びに同条第3号に規定する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は利用会員になることができない。

- (1) 臨時又は季節的業務等に期間を定めて雇用されている者
- (2) 入会時において入院又は病気加療中の者
- (3) 定款第10条の規定により除名された会員の構成員
- (4) 前各号のほか、理事長が不適當と認めた者

(入会手続き)

第6条 正会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書に関係書類を添えて、理事長に提出し、承認を得なければならない。

2 既に入会している正会員が利用会員を追加して加入させようとするときは、当該利用会員の氏名、生年月日、住所等理事長の指定する事項を所定の手続きにより理事長に提出し、その承認を得なければならない。

3 利用会員が同居の家族を会員家族として追加登録するときは、当該家族の氏名、生年月日、続柄等理事長の指定する事項を所定の手続きにより、事業主又は代表者を通して理事長に提出し、承認を得なければならない。

(資格取得)

第7条 前条の規定により入会した利用会員の資格は、理事長の入会承認を受けた日の属する月の翌月初日以降に発生するものとする。ただし、4月及び5月については、各月の10日までに理事長が入会承認を行った場合、当該月より利用会員の資格が発生するものとする。

(入会金及び会費)

第8条 利用会員の入会金及び会費（以下「会費等」という。）の額は、次のとおりとする。

- (1) 入会金 1人 500円
- (2) 会費 1人 月額1,000円

(会費の使途)

第9条 前条の会費等は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に使用する。

2 前項の場合において、会費等の100分の50以上を公益目的事業に使用し、他は、管理費等に使用する。

(会費等の納入方法)

第10条 利用会員の会費等は、正会員が3か月に1回前納するものとし、金融機関の預金口座から自動振替の方法により納入するものとする。

2 会費等の自動振替日は、毎年度4月、7月、10月、1月の23日とする。

3 正会員が前納する会費額は、自動振替日の属する月の1日現在の利用会員数に、1人当たりの会費額を乗じて得た額の3か月分とする

4 第1項の規定による会費の納入が困難な場合は、別に定める方法により納付することができる。

5 納入された会費等は返還しない。ただし、前納した部分の会費はこの限りでない。

(会費の精算)

第11条 理事長は、正会員において利用会員数に異動が生じ、その旨の届出を受け、承認した場合は、次の会費納入時に精算を行う。

(退会届)

第12条 正会員は、利用会員について次の各号のいずれかに該当するときは、会員証を添

えて、当該利用会員の氏名を所定の手続きにより理事長に届け出なければならない。

- (1) 利用会員がその資格を失ったとき。
- (2) 前号以外の理由により退会又は同等の状況に至ったとき。

2 正会員がこの法人を退会しようとするときは、理事長に事業所退会届を提出しなければならない。

(資格の喪失)

第13条 前条の利用会員又は正会員の資格喪失の日は、利用会員にかかる退会届又は事業所退会届が提出された日の属する月の末日とする。

2 事業所が消滅した時は、当該事由の発生日をもって資格喪失日とする。

(変更届)

第14条 正会員は、利用会員に関して届け出た事項、正会員の会費引き落とし金融機関及び口座、その他届出事項に変更が生じたときは、速やかに理事長にその旨を届け出なければならない。

(資格の取消)

第15条 理事長は、正会員に、次の各号のいずれかに該当する事実が認められるときは、会員資格を取り消すことができる。

- (1) 会費の納付を怠り、かつ、催告に応じないとき。
- (2) この法人が行う福利事業を妨げる行為をしたとき
- (3) 虚偽その他不正行為によりこの法人が行う福利事業の利益を受けた時、又は、利益を受けようとした時。

2 理事長は前項の規定により会員資格を取り消すときは、文書により通知するものとする。

(賛助会員)

第16条 賛助会員は、この法人の経費負担とならない事業の範囲において、理事会の承認を経た事業を利用することができる。

2 賛助会員の会費は事業年度会費とし、事業年度期中に入会及び退会しても同額とする。

3 賛助会員の会費の額は、次のとおりとする。

- (1) 会費 年度会費 1人 1,000円

4 この法人に賛助会員として入会しようとする団体又は個人は、入会申込書と勤労者であることを証する証明書及び入会金と会費を添えて、理事長に提出し、承認を得なければならない。

5 前項の規定により入会した賛助会員の資格は、理事長の入会承認を受けた日の翌日より発生し、退会届を提出した翌日より賛助会員の資格を喪失する。

6 賛助会員の入会年次以降の会費は、毎事業年度、1回、全額を4月20日に賛助会員が指定する金融機関の預金口座から自動振替の方法により納入するものとする。ただし、自動振替日が金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日とする。

7 賛助会員が、年度会費を毎事業年度の6月30日まで納付しなかったときは、前事業年度の3月31日をもって退会したとみなし、賛助会員の資格を喪失する。

8 理事長は、賛助会員に賛助会員証を発行する。

(補則)

第17条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 公益社団法人設立の前日までに、社団法人久留米広域勤労者福祉サービスセンターに加入していた会員は、定款第7条に定める入会手続きを完了したものとみなす。